

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、2024年5月20日をもって信託約款の一部を変更することについて、受益者の異議申立手続きを実施いたします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド  
(以下、「当ファンド」といいます。)

### 2. 信託約款変更の理由

当ファンドのマザーファンドを、2024年から開始された新しいNISA制度に係る成長投資枠の適合商品（以下「成長投資枠適合商品」といいます。）としての要件を満たすものに変更することで、当ファンドが成長投資枠適合商品となり、当該NISA制度を利用する投資家に対して、当ファンドを幅広く提供することが可能になります。

また、信託報酬率の引き下げは受益者様にとって有利な変更であると判断しました。

なお、当ファンドの信託約款の変更につきましては、当該信託約款に規定するその変更の内容が重大なものに該当すると判断しましたので、異議申立の手続きをとることといたしました。

### 3. 信託約款の変更内容（※詳細は次ページ以降の新旧対照表をご覧ください。）

#### ①当ファンドが投資するマザーファンドの入替え

＜追加＞

アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド

＜削除＞

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

#### ②当ファンドの信託約款に定める投資制限等の変更

マザーファンドの入替えに伴い、信託約款におけるデリバティブ取引等の利用目的について、運用の実態に即した内容に変更いたします。

#### ③当ファンドの信託報酬率の引き下げ

	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
変更前	1.287%（税抜 1.17%）	税抜 0.54%	税抜 0.58%	税抜 0.05%
変更後	1.067%（税抜 0.97%）	税抜 0.44%	税抜 0.48%	税抜 0.05%

○信託約款の新旧対照表

下線部\_\_\_は変更部分を示します。

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象            アライアンス・バーンスタイン・<u>世界債券</u>マザーファンド受益証券を            主要投資対象とします。</p> <p>(2) 運用態度</p> <p>① 主としてアライアンス・バーン            スタイン・<u>世界債券</u>マザーファン            ド受益証券に投資します。</p> <p>(削除)</p> <p>② 信託財産の効率的運用ならびに            運用の安定化をはかるため、信託            財産の一部解約または再投資に係            る収益分配金の支払資金の不足額            が生じた場合には、資金の借入れ            を行うことができます。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① ～ ⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>デリバティブ取引 (法人税法第            61 条の 5 に定めるものをいいま            す。) は、価格変動リスク、金利            変動リスクおよび為替変動リスク            を回避する目的ならびに投資対象            資産を保有した場合と同様の損益            を実現する目的以外には利用しま            せん。</u></p> <p>⑪ <u>外国為替予約取引は、為替変動            リスクを回避する目的以外には利            用しません。</u></p>	<p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象            アライアンス・バーンスタイン・<u>グ            ローバル・ボンド・マザーファン            ド</u>受益証券を主要投資対象としま            す。</p> <p>(2) 運用態度</p> <p>① 主としてアライアンス・バーン            スタイン・<u>グローバル・ボンド・            マザーファンド</u>受益証券に投資し            ます。</p> <p>② <u>有価証券等の価格変動リスクお            よび為替変動リスクを回避または            軽減するため、有価証券先物取引            等を行うことができます。</u></p> <p>③ 信託財産の効率的運用ならびに            運用の安定化をはかるため、信託            財産の一部解約または再投資に係            る収益分配金の支払資金の不足額            が生じた場合には、資金の借入れ            を行うことができます。</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① ～ ⑨ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>⑫ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>⑩ 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド 信託約款</p> <p>第 17 条 (運用の指図範囲等)</p> <p>委託者 (第 18 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する条項において同じ。) は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「アライアンス・バーンスタイン・<u>世界債券</u>マザーファンド」 (以下、「マザーファンド」といい</p>	<p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド 信託約款</p> <p>第 17 条 (運用の指図範囲等)</p> <p>委託者 (第 18 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する条項において同じ。) は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「アライアンス・バーンスタイン・<u>グローバル・ボンド・マザー</u>ファンド」 (以下、「マザーファ</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>ます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（略）</p>	<p>ンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（同左）</p>
<p>第24条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、<u>および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため</u>、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下、同じ。）</p> <p>（略）</p> <p>② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、<u>および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため</u>、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</p> <p>（略）</p> <p>③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、<u>および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため</u>、わが国の取引所にお</p>	<p>第24条（先物取引等の運用指図・目的・範囲）</p> <p>委託者は、<u>信託財産が運用対象とする有価証券</u>の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下、同じ。）</p> <p>（同左）</p> <p>② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</p> <p>（同左）</p> <p>③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>ける金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</p> <p>(同左)</p>
<p>第 25 条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の<u>価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避</u>するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>第 25 条（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の<u>効率的な運用に資</u>するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>(同左)</p>
<p>第 26 条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の<u>価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避</u>するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>第 26 条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>委託者は、信託財産に属する資産の<u>効率的な運用に資</u>するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>(同左)</p>
<p>第 29 条（外国為替予約の指図）</p> <p>委託者は、<u>信託財産の為替変動リスクを回避</u>するため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度</p>	<p>第 29 条（外国為替予約の指図）</p> <p>委託者は、<u>外貨建資産の為替ヘッジ</u>のため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を限度として、外</p>

新（変更後）	旧（変更前）
として、外国為替の売買の予約を指図することができます。	国為替の売買の予約を指図することができます。
<p>第 41 条（信託報酬の額および支弁の方法）</p> <p>委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>97</u> の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。</p> <p>（略）</p>	<p>第 41 条（信託報酬の額および支弁の方法）</p> <p>委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の <u>117</u> の率を乗じて得た金額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。</p> <p>（同左）</p>

また、信託約款変更実施の場合、当ファンドのベンチマークを以下のとおり変更いたします。

<ベンチマークの変更>

変更前	FTSE 世界国債インデックス（円ベース）
変更後	FTSE 世界国債インデックス（含む日本、除く中国、円ベース）

#### 4. 信託約款変更日（予定）

2024年 5月20日

#### 5. 信託約款の変更に係る異議申立の手続き

2024年 3月18日時点の受益者様で当ファンドの信託約款変更にご異議のある方は、2024年 3月18日から2024年 4月17日までに、委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内に異議申立をされた受益者様の受益権の合計口数が、2024年 3月18日時点における総受益権口数の 2分の 1 を超えない場合は、2024年 5月20日をもって信託約款の変更を行うことを予定しております。

なお、当該信託約款変更が決定した場合、異議申立をされた受益者様は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託銀行が受益者様からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出した基準価額を買取価額とします。）で、取扱販売会社を通じて、当ファンドの受託銀行に対し、2024年 4月23日から2024年 5月13日までの間に、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

2024年 3月18日  
 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号  
 日比谷パークフロント  
 アライアンス・バーンスタイン株式会社